

令和4年 第2回定例会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

(第1号) 2月28日 開会

美 瑛 町 議 会

# 議 事 日 程 (第 1 号)

令和 4 年第 2 回美瑛町議会定例会

令和 4 年 2 月 2 8 日午前 9 時 3 0 分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議会運営について (議会運営委員会審査報告)
- 第 3 会期の決定について
- 第 4 (議案第 1 号) 美瑛町中小企業振興基本条例の制定について  
(産業経済常任委員会審査報告)
- 第 5 議案第 1 号 美瑛町議会の議決すべき事件に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第 2 号 美瑛町個人情報保護条例の一部改正について
- 第 7 議案第 3 号 丘のまちびえいまちづくり寄附条例の一部改正について
- 第 8 議案第 4 号 美瑛町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 第 9 議案第 5 号 美瑛町手数料徴収条例の一部改正について
- 第 10 議案第 6 号 美瑛町火入れに関する条例の一部改正について
- 第 11 議案第 7 号 美瑛町水洗便所改造及び排水設備改造補助条例の一部改正について
- 第 12 議案第 8 号 令和 3 年度美瑛町一般会計補正予算 (第 9 号) について
- 第 13 議案第 9 号 令和 3 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 第 14 議案第 10 号 令和 3 年度美瑛町農業研修施設事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 第 15 議案第 11 号 令和 3 年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 第 16 議案第 12 号 令和 3 年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 第 17 議案第 13 号 令和 3 年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 第 18 議案第 14 号 令和 3 年度美瑛町水道事業会計補正予算 (第 5 号) について
- 第 19 議案第 15 号 令和 3 年度美瑛町立病院事業会計補正予算 (第 3 号) について

○出席議員（14名）

1番	保田	仁	議員	
2番	坂田	美香	議員	
3番	増山	和則	議員	
4番	濱田	洋一	議員	
5番	大坪	正明	議員	
6番	中村	俱和	議員	
7番	穂積	力	議員	
8番	桑谷	覺	議員	
9番	高田	紀子	議員	
10番	野村	祐司	議員	
11番	青田	知史	議員	
12番	山本	賢一	議員	
13番	八木	幹男	議員	
議長	14番	佐藤	晴観	議員

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町長	角和浩幸君
副町長	池田由行君
会計管理者	小杉昌敏君
総務課長	今瀧毅君
まちづくり推進課長	新村猛君
移住定住推進室長	高島和浩君
税務課長	川合実智代君
住民生活課長	庄司篤史君
保健福祉課長	高木比斗志君
地域包括支援センター所長	高崎史江里君
子ども・子育て支援室長	檜山尚代君
保健センター所長	鎌田静香君
商工観光交流課長	栗原行可君
文化スポーツ課長	平間克哉君
農林課長	吉川智巳君
建設水道課長	山下浩史君
水道整備室長	岩佐和男君
町立病院事務局長	観音太郎君
総務課長補佐	鈴木誠君
総務課財政係長	松岡歩君
教育長	千葉茂美君
管理課長	梶原祐治君
図書館長	山上修司君
農業委員会会長	只野透君
農業委員会事務局長	富田敏博君
代表監査委員	大西宣充君

○書記

事務局長 今野聖貴君  
次長 才川育世君

---

開会挨拶

---

○議長（佐藤晴観議員） おはようございます。早朝よりご参集をいただきまして、ありがとうございます。美瑛町には関係ない、最終的には関係なくもないかもしれませんが、今、テレビやラジオなんか、インターネットでもそうですけど、ウクライナの戦争の話ばかりです。戦争は何も、何か生むのかななんて考えたりもするんですけど、人の命が関わるところでは、本当に何か、してほしいなっていう風な思いでテレビを見ております。1人でも人命が失われないようなことになれば良いなど、何とか収まってほしいなと思うところなんですけど、あの、各々といいますか、攻めてる側の考えがあることでありますから、常に相手の立場を考えながら行動したら、また変わってくるんじゃないかなという風な思いでニュースなんかを聞いているところであります。是非とも、議員各位においても、常に相手のことを考え、そして自分のことも、自分の思いも考えながら、質問などをしていただけたらなと思っております。

3月、今日まだ2月ですけど、長丁場の定例会、今日は条例改正と補正予算、主なものとなっておりますので、よろしく願い申し上げます。

---

開会及び開議宣告

---

○議長（佐藤晴観議員） ただいまから、令和4年第2回美瑛町議会定例会を開会します。本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は14人です。

---

美瑛町町民憲章の朗唱

---

○議長（佐藤晴観議員） これから、美瑛町町民憲章の朗唱を行います。傍聴の方もご起立願います。

（全員起立して町民憲章の朗唱を行う）

（朗唱文の記載を省略する）

---

招集挨拶

---

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長から、本定例会招集の挨拶があります。

(「はい」の声)

角和町長。

(町長 角和 浩幸君 登壇)

○町長(角和浩幸君) 皆さま、おはようございます。令和4年第2回美瑛町議会定例会、議員全員の皆さまのご出席で開催をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より町行政に対しまして、ご指導を賜っておりますことを心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

本定例会の中では、令和4年度の各会計の当初予算なども、この後、ご審議を賜ることになります。1年といたしますか1年度といたしますか、本当に早いもんだなという風実感をしているところでございます。

そして今、佐藤議長様からのお話もございましたけれども、このあつという間の1年でありますが、世界中大変なことが様々起きてございまして、ロシアによるウクライナ軍事侵攻等発生しているところでございます。力による国際秩序を変えようとするような行為でありまして、断じて認める訳にはいかないというのはもちろんでございますが、日頃よりの平和に対する思いですとか、連携、連帯の大切さというのを改めて感じているところでございます。一日も早く停戦、平和が訪れるよう、お祈り申し上げる次第でございます。

一方、国内、また、世界もそうですけど新型コロナウイルスの状況、まだ続いているところでございます。美瑛町におきましては、ワクチンの接種でございますけれども、65歳以上の方の3回目のワクチンの接種、86%を超える方の接種が終了しているところでございます。今月中、2月中にほぼ希望者の方全員の接種が終わる見込みでございます。18歳以上の方の3回目の接種につきましても、最新の数字ですと49.9%、ほぼ半数の方の接種が終えられているところでございます。近隣の自治体に比べても非常に早いペースで接種が進んでいるなという風に思っているところでございます。ひとえに町立病院をはじめといたします、医師、看護スタッフ、関係者の皆さまの使命感溢れるお仕事ぶりの賜物でございます。関係者の皆さまに、心から感謝を申し上げます。

本定例会、長丁場の定例会でございます。皆さま方にはよろしくご審議を賜りますよう、お願いを重ねて申し上げます。

それでは、本定例会にご提案を申し上げます議案の要旨につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第1号、美瑛町議会の議決すべき事件に関する条例の一部改正については、地方自治法に基づく連携中枢都市圏へ移行するため、旭川市との間において締結した、定住自立圏の形成に関する協定を廃止することから、本条例を改正するものです。

議案第2号、美瑛町個人情報保護条例の一部改正については、行政機関の保有する個人情報

の保護に関する法律が令和4年4月1日から廃止されることに伴い、本条例においても法律名や条項名等の改正を行うものです。

議案第3号、丘のまちびえいまちづくり寄附条例の一部改正については、個人等から寄附金を財源として行う事業の種類を見直すとともに、地域再生計画に基づき、法人からの寄附を受けて実施する事業を加えるなど、ふるさと納税制度を更に積極的に活用するため、本条例を改正するものです。

議案第4号、美瑛町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてと、議案番号飛びますが、議案第6号、美瑛町火入れに関する条例の一部改正について及び議案第7号、美瑛町水洗便所改造及び排水設備改造補助条例の一部改正については、行政手続における町民の負担を軽減し、利便性の向上を図るため、各条例に係る押印の手続きを不要とするよう、3つの条例を改正するものであります。

戻りまして議案第5号、美瑛町手数料徴収条例の一部改正については、デジタル化の推進による町民サービスの向上のため、利用者が手数料等納付する際に、現金のほか、クレジットカードやスマートフォンアプリによる納付が可能となるよう、本条例を改正するものであります。

議案第8号、令和3年度美瑛町一般会計補正予算（第9号）については、役場庁舎内におけるワンストップ窓口設置やキャッシュレス決済の試験的導入などを実施するスマート行政推進事業に係る費用などの追加及び各種事業費の確定見込みによる減額などであります。

議案第9号、令和3年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）についてから、議案第13号、令和3年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてまでの5議案につきましては、特別会計に係る事業費確定等による予算額整理の補正であります。

議案第14号、令和3年度美瑛町水道事業会計補正予算（第5号）について及び議案第15号、令和3年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第3号）についての2議案につきましては、企業会計に係る収益的収入支出、資本的収入支出それぞれの決算見込みによる予算額整理の補正であります。

議案第16号、令和4年度美瑛町一般会計予算についてから、議案第23号、令和4年度美瑛町立病院事業会計予算についてまでの8議案につきましては、令和4年度の各会計予算案であります。

議案第24号、財産の処分について、美瑛川砂利採石販売協業組合と売買契約をしております二股地区町有地の岩石の売払いについて、本年度で契約が終了することから、同組合より翌年度以降の売払いの申請がありましたので、財産の処分について議会の議決をお願いするものです。

議案第25号から議案第35号の指定管理者の指定については、美瑛町立どんぐり保育園ほか10施設について指定管理者を指定したいので、議会の議決をお願いするものです。



議案第36号、上川町村等公平委員会共同設置規約の変更については、本委員会を共同設置する町村等の変更に伴い、規約の変更を要するため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

議案第37号から議案第38号の固定資産評価審査委員会委員の選任については、本年5月13日に任期満了となります、南勉氏並びに大波慶治氏、両名の固定資産評価審査委員会委員の再任について、議会の同意をお願いするものであります。

以上、議案38件についてご提案いたしますので、慎重なるご審議をいただき、お認めいただけますよう、よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

---

- 議長（佐藤晴観議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、1番保田仁議員と13番八木幹男議員を指名します。
- 

#### 諸般の報告

---

- 議長（佐藤晴観議員） これから、諸般の報告を行います。

今野議会事務局長。

- 事務局長（今野聖貴君）

（諸般の報告を省略する）

（報告文の記載を省略する）

- 議長（佐藤晴観議員） これで諸般の報告を終わります。
- 

#### 日程第2 議会運営について

---

- 議長（佐藤晴観議員） 日程第2、本定例会の議会運営について、桑谷覚議会運営委員会委員長の報告を求めます。

（「はい」の声）

桑谷委員長。

（議会運営委員会委員長 桑谷 覚議員 登壇）

- 委員長（桑谷 覚議員） おはようございます。朗読をもって報告に代えさせていただきます。

（報告書の朗読を省略する）

よろしくお願ひします。

○議長（佐藤晴観議員） これで議会運営についての報告を終わります。

---

日程第3 会期の決定について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第3、会期の決定についての件を議題とします。

おはかりします。本定例会の会期は本日から3月18日までの19日間に決定したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月18日までの19日間に決定しました。本日の議事日程は議会運営委員会の報告のとおりであります。

---

行政報告

---

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） それでは、行政報告を申し上げます。お手元に資料を配布済みのことと存じます。ご高覧のほど、お願いを申し上げます。全部で12項目についてご報告を申し上げます。

まず、1点目でございます。北海道産業貢献賞（農業委員会等功労者）の受賞についてでございます。受賞されましたのは、川崎章道様、美瑛町字美園在住でいらっしゃいます。受賞決定日は1月28日。2月18日に美瑛町役場におきまして、伝達式が行われたところでございます。川崎様におかれましては、平成14年より農業委員会委員、会長職務代理、会長として、職務を通じて、農地の流動化、保全、遊休農地の解消、新規就農者の確保、育成に献身的にご尽力を賜ったところでございます。その温厚な人柄と、先導的な識見、行動、秀でた指導力により、地域農業の振興に多大なご貢献をされました。私も長く親しく、ご指導を賜っているところでございます。川崎様、この度の受賞、誠におめでとうございます。

2点目でございます。美瑛町と上富良野町と共同で取り組んでおります、十勝岳ジオパークにつきまして、1月28日に日本ジオパーク委員会にて審議され、同日付で、日本ジオパークとして認定をされました。認定理由といたしましては、住民と様々な関係者が、ジオパークの意義と活動を共有し浸透しつつあり、地域が一体的に運営する体制が構築されていること、ま

た、活発な防災教育や農業に関する地域学習など、多様な活動が行われており、更なる発展が期待されていること等のごとでございました。認定に伴いまして、今後、具体的な事業を進めてまいります。両町の地域資源を保全、活用しながら、その成り立ちや歴史を伝えていく教育活動、大地の雄大さや豊かな食などが感じられる観光をはじめ、ジオパークのネットワーク活動による地域課題にも取り組み、火山と共生する地域づくりを進めてまいり所存でございますので、引き続き、議会議員の皆さま方のご指導を賜りますよう、お願いを申し上げます。

3点目、令和3年度まち・ひと・しごと創生寄附活用事業、いわゆる企業版ふるさと納税に関する寄附についてでございます。寄附をいただきました企業様につきましては、株式会社パーソル総合研究所様、本社は東京都港区でいらっしゃいます。給付額は400万円、寄附活用事業名につきましては、電子地域通貨運営事業に対してのご寄附を賜ったところでございます。パーソル様におかれましては旭での研修施設を利用しました異業種交流研修等で、お付き合いがあり、日頃よりご指導賜っている関係でございます。貴重な財源を頂戴しまして誠にありがとうございます。有効に今後活用させていただきたいと思っております。誠にありがとうございました。

4点目でございます。包括連携協定の締結についてでございます。2月1日にヤマト運輸株式会社様と、包括連携協定を締結をさせていただきました。ヤマト運輸株式会社様ともパーソル様同様、異業種交流の研修での取り組みも始め、現在でもふるさと納税の返礼品の発送業務などを通して、取引の関係がございます。そのようなことを受けての締結となりました。今後、防災対策に関することなどを中心に、計6項目の取組について具体的に進めてまいり所存でございます。

5点目、びえい雪遊び広場についてと6点目、第1回びえいビルケの森スノーサイクルフェスティバルの開催につきましては、両方ともイベントの開催についてのご報告でございます。びえい雪遊び広場につきましては、実施期間等を記載のとおりでございます。延約380人のご参加がありました。第1回びえいビルケの森スノーサイクルフェスティバルにつきましては、参加者数は89名となっているところでございます。いずれも、コロナ禍の中での開催でございます。感染防止対策を講じた工夫を凝らした開催となっております。実行委員会の皆さまのご努力に敬意と感謝を申し上げます。

7点目、十勝岳噴火総合防災訓練につきましてですが、本年は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、住民等の避難訓練は行わず、オンラインを活用した情報伝達訓練を中心に、2月17日に実施したところでございます。

8点目、職員の新型コロナウイルス感染についてのご報告です。30代の男性が1月28日、陽性を確認したところでございます。確認に伴いまして、ホームページにより周知を実施したところでございます。

9点目、新型コロナウイルスに関連した学校の臨時休業についてでございます。新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、美瑛小学校につきまして、1月29日から2月4日まで、学校閉鎖を行いました。美瑛東小学校につきましては、2月6日から2月10日まで学級閉鎖。美沢小学校におきましては、2月7日から2月9日まで学級閉鎖を行ったところでございます。

10点目、東京アンテナショップの閉店についてでございます。平成25年9月のオープン以来、東京での商品の販売などを通じまして、本町の魅力発信や情報提供の役割を担ってまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、来店者数が減少し、今後の運営が困難となると見込まれることとなりましたところから、関係機関で作っております、東京物産館運営協議会におきまして、閉店を決定したところでございます。閉店日につきましては、1月31日付となっております。

11点目です。びえいきいきフェスタ‘22の中止についてでございます。3月6日の予定をしておったところでございますけれども、新型コロナウイルス感染症に対しまして、町民の安全確保等の様々な観点を考慮いたしまして中止とさせていただいたところでございます。

12点目、指定管理者の指定の取消しについてでございます。施設名は美瑛町活性化交流施設（地下施設）、指定管理者は有限会社美瑛物産公社、指定取消日は3月31日。取消理由につきましては、経営の効率化や今後の組織再編等を考慮した中で、指定管理取消の申し出があったためでございます。以上でございます。

○議長（佐藤晴観議員） これで行政報告を終わります。

---

日程第4 （議案第1号） 美瑛町中小企業振興基本条例の制定について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第4、（議案第1号）、美瑛町中小企業振興基本条例の制定についての件を議題とします。本件について、野村祐司産業経済常任委員会委員長の報告を求めます。

（「はい」の声）

野村委員長。

（産業経済常任委員会委員長 野村 祐司議員 登壇）

○委員長（野村祐司議員） それでは、朗読をもって報告いたします。

（報告書の朗読を省略する）

以上です。

○議長（佐藤晴観議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、(議案第1号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。(議案第1号)、美瑛町中小企業振興基本条例の制定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(議案第1号)の件は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第1号 美瑛町議会の議決すべき事件に関する条例の一部改正について

---

○議長(佐藤晴観議員) 日程第5、議案第1号、美瑛町議会の議決すべき事件に関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

今瀧総務課長。

(総務課長 今瀧 毅君 登壇)

○総務課長(今瀧 毅君) おはようございます。議案第1号の提案理由につきまして、ご説明いたします。議案集は1頁、改正の要旨及び新旧対照表は別冊資料1頁から2頁になります。今回の美瑛町議会の議決すべき事件に関する条例の一部改正は、令和4年4月1日をもって、地方自治法に基づく連携中枢都市圏へ移行するため、旭川市との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定を廃止することから、本条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読し、その後、資料に基づき改正内容の説明をいたします。議案集1頁になります。

(議案の朗読を省略する)

次に、別冊資料によりご説明申し上げます。別冊資料の1頁になります。

1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由で説明したとおりですので、説明を省略いたします。

2の改正の概要は、議会の議決すべき事件から、定住自立圏に関する規定を削除し、条項の整備を行うものです。

3の施行期日は、令和4年4月1日からになります。

なお、資料2頁の新旧対照表の説明は省略いたします。

議案集1頁の附則を朗読いたします。附則、この条例は令和4年4月1日から施行する。

以上で、議案第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第1号の件を採決します。議案第1号、美瑛町議会の議決すべき事件に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第2号 美瑛町個人情報保護条例の一部改正について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第6、議案第2号、美瑛町個人情報保護条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

今瀧総務課長。

（総務課長 今瀧 毅君 登壇）

○総務課長（今瀧 毅君） 議案第2号の提案理由につきまして、ご説明いたします。議案集は2頁、改正の要旨及び新旧対照表は別冊資料3頁から4頁になります。美瑛町個人情報保護条例の一部改正は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）が廃止されることに伴い、本条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読し、その後、資料に基づき改正内容の説明をいたします。議案集2頁になります。

（議案の朗読を省略する）

次に、別冊資料によりご説明申し上げます。資料の3頁になります。

1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由で説明したとおりですので、説明を省略いたします。

2の改正の概要は、行政機関個人情報保護法が令和4年4月1日から廃止されることに伴い、引用されている法律名及び条項名を改めるものです。

3の施行期日は、令和4年4月1日からになります。

なお、資料4頁の新旧対照表の説明は省略いたします。

議案集2頁の附則を朗読いたします。附則、この条例は令和4年4月1日から施行する。

以上で、議案第2号の提案理由の説明を願います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

（「はい」の声）

6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） はい、6番中村です。私はこれまでも発言してきましたけども、個人情報の運用ということに対しては、私は反対しております。なぜかと言いますとね、そもそも個人情報を利用するのは、自治体など公の機関ですね、国ももちろん入りますけども。ですから、個人が利用を希望している訳ではないんですね。今回スマート推進っていうのがあって、一部そういうことがありますけども、基本的にはそうじゃないんですね。ですから、自治体などがですね個人情報利用する上で、個人情報が絶対に漏えいしないと断言できるのか、どのような認識かをお伺いします。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 今瀧総務課長。

○総務課長（今瀧 毅君） 個人情報の漏えいについてのその担保されているのかというご質問なのかということかなという風に思うんですけども、基本的には、美瑛町においては美瑛町の個人情報保護条例に基づいて、町民等の個人情報については保護しているというような事務の取扱いを進めているところがございますので、まれにですね、そのデジタル情報が、外部からの侵入により漏えいする可能性というのは危惧される部分はございますけれども、その部分についての危機対策については、かなりのレベルで美瑛町については取り組んでいるという風な認識でございますので、議員のご質問、危惧される部分については、美瑛町については最善を尽くして取り組んでいるといった状況でございます。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） はい、今課長がおっしゃったようにですね、そういう危惧されるということなんですね。ですから個人情報法、この法律があるからといって、漏えいを防止する手段にはならないんですよ。これ看板ですからね、これありますよっていうことに過ぎないんです。漏えいする原因は様々です。取扱いの不注意や機器の不具合、これはもう大きく言えば、ごくわずかです。全体の中の漏えいの全体の中の一部なんですね。最も多いのはハッカー、サイバー攻撃なんです。これはですね、あるデータによりますとね、この5年間の間に約10倍に増えていると。1日だけで日本では10億回以上あると。10億回ですよ。仮に、これが信

じられないとすれば、100分の1としても1千万回あるんです。1日ですよ。もし、攻撃された場合ですね、ごめんなさいと、町民に済む、そういう話ではないんですよ、いかがですか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 今瀧課長。

○総務課長(今瀧 毅君) 繰り返しのご答弁になるかと思うんですけども、そういったそのデジタル情報等の漏えい防止につきましては、セキュリティ対策も可能な限り取ってる状況でございますし、紙ベースの情報についてもですね、部外者にそういった情報が漏えいしないような形での取り組みっていうのを進めているところでございますので、可能性のことを言われますと、絶対というような答弁は控えさせていただきますけれども、可能な範囲、できる範囲での個人情報の保護には努めている状況でございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。ご存知のようにですね、ネット回線は世界とつながっております。どこからでも侵入できるんですよ。ですから、このネットという便利の裏には危険が潜んでるということを忘れてはならないと思います。ですから、個人情報保護法は、微塵の役にも立たないと私は考えます。課長今おっしゃったようにですね、絶対ということはないとおっしゃった訳ですからね。これはもう一度、どのようなね防御対策、これを詳細に、やはり技術的に検討することが必要じゃないですか。その上で、この議案を出すべきじゃないですか、いかがですか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 今瀧課長。

○総務課長(今瀧 毅君) 今回の条例改正の部分につきましては、提案理由、提案の要旨の、改正の要旨の中でも申し上げましたとおりですね、行政機関個人情報保護法が廃止されたことによつてですね、美瑛町の個人情報保護条例の中で引用されている条文の改正をさせていただいたというようなことでございます。ですので、個人情報の取扱いとしては今まで通り、慎重な形で進めていくような形になりますので、議員おっしゃられた保護も更に慎重に進めていったら良いんじゃないかというご質問につきましては、今後この法律がですね、個人情報に係る法律が3法ほどございまして、それが統合されて施行されるのが令和5年度ということになってますので、それに向けてですね、更に庁内の規律の整備、合わせてそういったシステム・セキュリティ対策等も進めていきたいという風に考えておりますので、ご理解いただければという風に思います。以上です。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)



質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第2号の件を採決します。議案第2号、美瑛町個人情報保護条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第3号 丘のまちびえいまちづくり寄附条例の一部改正について

---

○議長(佐藤晴観議員) 日程第7、議案第3号、丘のまちびえいまちづくり寄附条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

新村まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長 新村 猛君 登壇)

○まちづくり推進課長(新村 猛君) 議案第3号の提案につきまして、ご説明を申し上げます。議案集につきましては、3頁になります。条例改正要旨及び新旧対照表は、別冊資料の5頁及び6頁になります。今回の条例改正につきましては、ふるさと納税制度等を積極的に活用するため、個人等からの寄附金を財源として行う事業の種類を見直すとともに、地域再生計画に基づき法人からの寄附、いわゆる企業版ふるさと納税を受けて実施する事業を加えることで、寄附金を丘のまちびえいまちづくり基金に積立て、管理できるよう規定を追加するなど、本条例の一部を改正するものでございます。最初に議案を朗読させていただき、その後、改正内容につきまして、ご説明をさせていただきます。それでは、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、別冊資料の改正要旨により、ご説明をさせていただきます。別冊資料の5頁になります。また、改正に伴う新旧対照表は6頁になりますので、ご参照願います。

1の改正要旨につきましては、冒頭の提案理由でご説明したとおりですので、省略させていただきます。

2の改正概要につきましては、1点目といたしまして、寄附金を適正かつ効果的にまちづくりに活用するため、寄附金を財源として行う事業の種類の規定を改めるものです。

2点目としまして、寄附金を財源として行う事業の種類に、地域再生計画に基づき実施する

事業を加えるものです。

3の施行期日につきましては、令和4年4月1日からの施行とするものです。

なお、6頁の新旧対照表のご説明は省略させていただきます。

議案に戻り、3頁の下から2行目の附則からになります。附則、この条例は令和4年4月1日から施行する。

以上で、議案第3号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

（「はい」の声）

11番青田議員。

○11番（青田知史議員） 11番青田でございます。まちづくり寄附条例の改正ということで、第1条中に、法人その他団体が今回から含まれるようになりましたということで、それで地域再生計画に基づいて、企業版ふるさと納税の取り組み、こちらから進んでいくかと思うんですけども、私過去の一般質問の中で、町長に答弁いただいた中ではですね、企業版ふるさと納税について、地域再生計画1、500万円が、今回24億300万円という風に金額の目安が大きく変わりましたと。で、変えることと合わせて、複数年度にまたがって事業をやっていく、基金を活用していくために、企業版ふるさと納税の基金を創設すると、そういうような答弁をいただいてたかと思うんですけども、今回のこの議案を見ますと、創設するというより、企業版ふるさと納税を従来のまちづくり寄附条例に乗けると、含めて、これから取り組んでいくと、そういう風な理解になってるんですけど、その辺りのご説明いただけますでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 新村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（新村 猛君） はい、基金の設置についての考え方なんですが、今青田議員おっしゃられたとおりですね、企業版ふるさと納税に特化した基金をつくるという手法がまず1点ございます。それと既存のですね、個人からの寄附を今、現状ですね、基金に積立している訳なんですけど、そちらの方に含めて基金を設置し、管理運営をしていくという手法、2つ大きくございますが、いずれの基金の設置の方法についても、各自治体ですね、それぞれの考え方によって基金を設置しているというところでございます。

それで今回ですね、事前に内閣府の方とも、条例案について事前相談をですね、させていただいている中で、今回既存のですね基金があるのであれば、個人版の部分の中に入れて、企業版もですね含めた形で基金を設置し、運営をしていくということでも構いませんよという協議をいただいておりますので、今回このような形でご提案をさせていただいているというところでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 答弁いただきました。内閣府の方で、このまま良いよということで、それは私、良いと思います。これでも構わないんですけど、ただ実際の運用になってくると、やはり町長も一生懸命営業して、それで、企業版ふるさと納税をこれから町の財源として使っていけるように、新たな財源としてですね期待して、それで地域再生計画においては、5年間1,500万円だったものが、24億300万円という、そういう金額の目安、これ目標じゃありません。金額の目安にしたと、マックスで、標準財政規模をかける、そういう算出した額になるかと思うんですけども。ただ、やはり元々のふるさと納税、個人版については1億数千万円ということですね、これまで実績ありますけれども、金額が増えていけば増えていくほど、やはりこれ分ける意義というか意味合いっていうのはあるんじゃないかなという、そういう素朴な思いがあるんですね。

例えば、ふるさと納税が2億円だとしましょう。それで、今後20億円ぐらいの大きな基金といいますかね、金額が企業から寄せられたと。自治体によっては、体育館をつくる、スーパーアリーナをつくるだとか色んな取り組みが進められています。工業専門学校をつくる、そういうところもあります。その中で、より大きな金額が入ってきた時に、やはりこれ私、将来的には分けていく必要もあるのかなと、そういう風なことが思いとしてあるんですけども、やはり金額大きなものもこれから想定しているのか、それとも、合わせて双方で2億円、3億円ぐらいの基金だから、こんな感じで進めていこうか、どういう風な思いがあるのか、町長からできればですね、この辺を伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい、企業版ふるさと納税等につきまして、青田議員から、従前から激励等の意味も含めてのご質問と受け止めておりますけれども、賜っているところでございます。額についてでございますけれども、もちろん運用額を大きくしたということは、最大限、私たちの望む事業に対して、企業様からご協力をいただければ、そのご好意を使わせていただきたいという思いを込めておりますので、小さい額で満足するというよりは、できるだけ多くのご協力をいただき、この限られた財源の中で町財政の重要な一部として活用させていただきたいという思いを込めている訳でございますので、当然、大きく、限度いっぱい額までを目指していくという姿勢であることは変わりございません。そこに向けて、私ども企業に対しまして、働きを強めてまいり、財源の一部に活用させていただきたいと考えているところでございます。基金で積立てることによりまして、複数年度での活用も可能となっていくところでございます。

個人版のと企業版のが、こう一緒になってしまうという危惧のご指摘もいただいているところでございますけれども、運用につきましては、この企業版ふるさと納税でございましたら、ここの部分に活用してほしいというところが明確になっておりますので、個人版のと一緒になり、ゴチャゴチャになることなく、運用の中でしっかりと目的を持った財源の利用を図らせていただきたいと考えてございます。その上で、基金、特化したものをつくるというご指摘でございましたけれども、その部分を受け止めさせていただきながら、現在の基金の中で運用をしっかりとすることで、目的は同じでございますので、同一の目的をしっかりと果たしてまいりたいという風に考えているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 答弁いただきました。そうしますと先ほどの行政報告にあった1件400万円の寄附、企業版ふるさと納税なんですけど、こちらの方については、いつ入っていつ使われるか分からないんですけども、400万円、結構町の、何て言うんですかね、電子地域通貨について活用してくださいっていう事で、結構大きな金額だと思うんですよ。これは年度内に使ってしまうのか、あるいはその基金、4月1日からという風になってますけれども、繰越して使うものなのか、今回のその東京都港区の会社さんの方からいただいた寄附についてはどのような運用がされるのか、お答えください。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 新村課長。

○まちづくり推進課長(新村 猛君) 先ほど、行政報告の中でございました、企業版ふるさと納税の寄附につきましては、3年度中に受領してございますので、この後、一般会計の補正予算の中でも出てくるかと思っておりますけども、令和3年度の事業に充当するということでございます。で、今回の条例改正につきましては、4月1日施行ということになりますので、それ以降の寄附があったものについては、状況に応じて基金に積むというケースが出てくるかなという風に思っております。以上でございます。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第3号の件を採決します。議案第3号、丘のまちびえいまちづくり

寄附条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第4号 美瑛町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

---

○議長(佐藤晴観議員) 日程第8、議案第4号、美瑛町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

川合税務課長。

(税務課長 川合 実智代君 登壇)

○税務課長(川合実智代君) おはようございます。議案第4号の提案理由について説明いたします。議案集は4頁、改正要旨及び新旧対照表は、別冊資料の7頁と8頁になります。今回の改正は、町民の利便性の向上を図るため、行政手続のオンライン化等への対応を踏まえ、各種行政手続において、押印規定の見直しを行った結果、押印を不要とするため、本条例の一部を改正するものです。最初に、附則の前まで、議案を朗読させていただき、その後、改正内容について説明いたします。それでは、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、改正内容を資料により説明いたします。資料の7頁になります。

1の改正の要旨は冒頭で説明したとおりです。

2の改正の概要ですが、地方税法第432条第1項の規定では、固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合、固定資産評価審査委員会に審査の申し出をすることができるとされており、その審査の申し出の手続については、行政不服審査法の手続を準用するとされており、行政不服審査法施行令において、押印を不要とする改正が行われたところでもあり、本条例におきましても、審査の申出書及び口述書に係る押印の手続を不要とするため、所要の改正を行うものです。

また、新旧対照表は8頁ですので、ご参照願います。

議案集に戻ります。議案集の4頁、下から2行目になります。附則、この条例は令和4年4月1日から施行する。

以上で、議案第4号の提案理由の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第4号の件を採決します。議案第4号、美瑛町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって議案第4号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第5号 美瑛町手数料徴収条例の一部改正について

---

○議長(佐藤晴観議員) 日程第9、議案第5号、美瑛町手数料徴収条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

今瀧総務課長。

(総務課長 今瀧 毅君 登壇)

○総務課長(今瀧 毅君) 議案第5号の提案理由につきまして、ご説明いたします。議案集は5頁、改正の要旨及び新旧対照表は別冊資料9頁から10頁になります。今回の美瑛町手数料徴収条例の一部改正は、デジタル化の推進による町民サービスの向上のため、利用者が手数料等を納付する際に、現金のほか、クレジットカードやスマートフォンアプリによる納付が可能となるよう本条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読し、その後、資料に基づき、改正内容の説明をいたします。議案集5頁になります。

(議案の朗読を省略する)

次に、別冊資料によりご説明申し上げます。別冊資料の9頁ございます。

1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由で説明したとおりですので、説明を省略いたします。

2の改正の概要は、現金納付の規定を削り、あわせて徴収の時期等に係る規定に改める。

3の施行期日は、令和4年4月1日からになります。

なお、資料10頁の新旧対照表の説明は省略いたします。

議案集5頁の附則を朗読いたします。附則、この条例は令和4年4月1日から施行する。

以上で、議案第5号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第9、議案第5号の件を採決します。議案第5号、美瑛町手数料徴収条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第6号 美瑛町火入れに関する条例の一部改正について

---

○議長(佐藤晴観議員) 日程第10、議案第6号、美瑛町火入れに関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

吉川農林課長。

(農林課長 吉川 智巳君 登壇)

○農林課長(吉川智巳君) 議案第6号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集につきましては、6頁になります。条例改正要旨及び新旧対照表は、別冊資料11頁から12頁になります。今回の条例改正につきましては、行政手続のオンライン化等への対応を踏まえ、行政手続による町民の皆さまの負担を軽減し、利便性の向上を図るため、本条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読させていただき、その後、改正内容につきましてご説明させていただきます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、別冊資料によりご説明させていただきます。資料は11頁になります。

1の改正要旨につきましては、前段で説明いたしましたので省略させていただきます。

2の改正の概要につきましては、火入れ許可申請に係る押印の手続を不要とするため、様式の「㊟」の印を削るものであります。

3の施行期日につきましては、令和4年4月1日から施行する。

なお、資料12頁の新旧対照表の説明は省略させていただきます。

議案集に戻ります。附則からです。附則、この条例は令和4年4月1日から施行する。

以上で、議案第6号の提案理由の説明を終了させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

（「はい」の声）

6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） 6番中村です。申請方法は、捺印するかしないかの違いだと思いますけども、1つ伺います。申請方法ですね、本人が窓口で書類に署名して申請することに限られるのか、またはですね、郵送でも受け付けられるのか、伺います。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 吉川農林課長。

○農林課長（吉川智巳君） この火入れの関係なんですけども、主に農家の方々の、アスパラとかそういった焼き物についての申請が主になりまして、やはり天候あるいは農作業の様子を見ながらされる場合がありますので、今までですと大体ファクス等で送り込まれまして、それで受け付けをしています。それと合わせまして、原本も後でお持ちいただくという形で対応させていただいております。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） そうしますと、この申請はですね、本人でなくても、代理人でも、あと例えば奥さんだとか、息子さんだとか、娘さんだとか、そういう方でも実際には行われているという理解で良いですか。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 吉川課長。

○農林課長（吉川智巳君） はい、実際には代理の方が持ってこられて、受理している、中身について問題なければ、そういう形で処理させていただいております。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） 今回ですね、押印を省略した場合ですね、なんですか、もしも何かあった場合にですね、責任が曖昧になってくるのではないかなということが少し気になるんですけども、それはどのようにお考えですか。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 吉川課長。

○農林課長（吉川智巳君） この火入れというのは結構、一つ間違えると大惨事になりますので、これにつきまして中身、いつ、どの場所で、どのぐらいの規模で、延焼がどこまで距離をとれるかといったものの中身を精査しまして、合わせましてこれにつきまして各地区に、この火入れの関係の巡視員がいますので、その方と、合わせて、消防にもこの中身を全部情報共有さ



せていただいて、それで問題ないということで許可を出しているという形で進めておりますので、今後につきましてもそういう形で処理させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第10、議案第6号の件を採決します。議案第6号、美瑛町火入れに関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第6号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第7号 美瑛町水洗便所改造及び排水設備改造補助条例の一部改正について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第11、議案第7号、美瑛町水洗便所改造及び排水設備改造補助条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

岩佐水道整備室長。

（水道整備室長 岩佐 和男君 登壇）

○水道整備室長（岩佐和男君） 議案第7号の提案理由について、ご説明を申し上げます。議案集につきましては7頁、別冊資料につきましては13頁から14頁までとなります。今回の改正は、行政手続のオンライン化等への対応を踏まえ、各種行政手続における町民の負担を軽減し利便性の向上を図るため、本条例の一部を改正するものです。はじめに議案を朗読し、その後、改正内容についてご説明をさせていただきます。

（議案の朗読を省略する）

続いて、資料に基づき、ご説明を申し上げます。資料は13頁になります。

1の改正の要旨につきましては、冒頭にご説明したとおりでございます。

2の改正の概要につきましては、水洗便所改造等補助金交付申請に係る押印の手続を不要とするため、別記様式第1号中「㊟」を削除するものです。

3の施行期日は、令和4年4月1日となります。

資料14頁の新旧対照表の説明は省略をさせていただきます。

議案集の7頁に戻り、附則からになります。附則、この条例は令和4年4月1日から施行する。

以上で、議案第7号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第11、議案第7号の件を採決します。議案第7号、美瑛町水洗便所改造及び排水設備改造補助条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第7号の件は原案のとおり可決されました。

10時50分まで休憩します。

休憩宣告（午前10時37分）

再開宣告（午前10時50分）

---

日程第12 議案第8号 令和3年度美瑛町一般会計補正予算（第9号）について

日程第13 議案第9号 令和3年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）  
について

日程第14 議案第10号 令和3年度美瑛町農業研修施設事業特別会計補正予算（第1号）  
について

日程第15 議案第11号 令和3年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算（第3号）に  
ついて

日程第16 議案第12号 令和3年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第3号）に  
ついて

日程第17 議案第13号 令和3年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）  
について

日程第18 議案第14号 令和3年度美瑛町水道事業会計補正予算（第5号）について

日程第19 議案第15号 令和3年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第3号）について

---

○議長（佐藤晴観議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第12、議案第8号、令和3年度美瑛町一般会計補正予算（第9号）についての件、日程第13、議案第9号、令和3年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）についての件、日程第14、議案第10号、令和3年度美瑛町農業研修施設事業特別会計補正予算（第1号）についての件、日程第15、議案第11号、令和3年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算（第3号）についての件、日程第16、議案第12号、令和3年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第3号）についての件、日程第17、議案第13号、令和3年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての件、日程第18、議案第14号、令和3年度美瑛町水道事業会計補正予算（第5号）についての件及び日程第19、議案第15号、令和3年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第3号）についての件を一括議題とします。これから各議案の提案理由の説明を求めます。はじめに、議案第8号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

今瀧総務課長。

（総務課長 今瀧 毅君 登壇）

○総務課長（今瀧 毅君） 議案第8号の提案理由について、ご説明します。議案集は8頁から53頁になります。今回の補正予算の主なものは、スマート行政推進事業の追加、まちづくり寄附管理事業の追加、保育士処遇改善事業の追加、新型コロナウイルスワクチン接種事業の追加、除雪対策経費の追加、病院事業補助金の追加、財源確保に伴う各基金への積立金の追加及び各種事業の事業費精査に伴う増減及び財源調整などです。それでは、はじめに議案を朗読し、その後、内容の説明をいたします。議案集8頁になります。

（議案の朗読を省略する）

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。はじめに、歳出からご説明いたします。議案集22頁になります。

歳出、第1款議会費、第1項議会費、補正額323万7,000円の減額です。新型コロナウイルス感染症拡大による各種研修中止による旅費の減額です。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目職員給与費、1,127万2,000円の減額です。人事異動及び共済費に係る保険料率の確定による職員給料及び職員共済費の減額です。

第2目一般管理費、補正額337万1,000円の減額です。説明欄（1）会計管理事業は、窓口収入執行見込による減額。（2）一般管理事業は、それぞれ実績見込による特別職の旅費の減額及び消耗品の追加。（3）職員研修事業は、研修の中止に伴う減額。（4）交際費は、実績見込による減額です。

第4目車両管理費、補正額39万4,000円の減額です。公用車購入費確定による減額で

す。

第5目財産管理費、補正額674万3,000円の追加です。スマート行政推進事業につきましては、ワンストップ窓口の導入、キャッシュレス決済に係る経費、業務効率化に要する消耗品、庁舎改修工事費、備品購入費等の追加です。

議案集24頁に移ります。第6目情報管理費、補正額358万5,000円の追加です。説明欄(1)総合行政情報システム管理事業は、転入・転出手続ワンストップ化に係る住民基本台帳システム改修業務委託の273万3,000円の追加。(2)社会保障・税番号制度システム整備事業については、個人番号関連事務委任に係る事務費の確定による113万4,000円の追加。(3)情報ネットワーク構築事業は、事業費確定による減額です。

第7目地域振興費、補正額2,072万4,000円の減額です。説明欄各事業、事業費の確定及び実績見込みによる減額です。

第8目移住対策費、補正額484万4,000円の減額です。定住住宅取得助成事業の実績見込みによる減額です。

第9目交通安全対策費、補正額98万円の減額です。各種イベント等が中止になったことによる、交通安全指導員報償費の減額です。

第11目災害対策費、補正額はなく財源調整です。

第13目諸費、補正額1,059万7,000円の追加です。説明欄(1)地上デジタル放送受信障害対策事業は、事業費確定による減。(2)まちづくり寄附管理事業は、寄附件数の増に伴う返礼品費用の追加です。

議案集26頁に移ります。第2項徴税费、第1目税務総務費、補正額14万円の減額です。固定資産評価事業の実績見込みによる委員報酬の減額です。

第3項戸籍住民登録費、第1目戸籍住民登録費、補正額30万円の減額です。戸籍総合システム改修費、事業費確定による減額です。

第4項選挙費、第1目選挙管理委員会費、補正額15万1,000円の減額です。新型コロナウイルス感染症の影響により、会議中止に伴う旅費、会議負担金の減額です。

第2目衆議院議員選挙費、補正額268万4,000円の減額です。事業費確定による減額です。

第5項統計調査費、第1目統計調査費、補正額21万6,000円の減額です。経済センサス調査事業の確定による調査員、指導員等の報酬の減です。

第6項監査委員費、第1目監査委員費、補正額37万円の減額です。新型コロナウイルス感染症の影響による各種研修会の中止に伴う旅費の減額です。

議案集28頁に移ります。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、補正額154万2,000円の減額です。説明欄各事業の事業費確定及び実績見込みによる減額で

す。

第2目高齢者福祉費、補正額199万5,000円の減額です。説明欄各事業の対象者の確定及び事業費の実績見込みに伴う追加及び減額です。

第3目障害者福祉費、補正額287万2,000円の減額です。説明欄各事業のサービス利用者の確定及び事業費の実績見込みによる減額です。

議案集の30頁に移ります。第4目福祉センター費、補正額15万3,000円の減額です。ボイラー改修費確定による減額です。

第6目高齢者福祉住宅費、補正額20万円の減額です。光熱水費実績見込みによる減額です。

第7目地域支援事業費、補正額172万円の減額です。説明欄(1)介護予防・日常生活支援総合事業は、事業費確定及び実績見込みによる減額。(2)包括的支援事業・任意事業は、業務委託については、配食サービス利用者増による追加、助成費は、介護用品利用者減による減額です。

第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、補正額1,036万2,000円の追加です。説明欄(1)から(4)の各事業の事業費の実績見込みに伴う追加及び減額です。説明欄(5)、(6)の給付金事業につきましては、対象者の増による追加。(7)保育士等処遇改善事業は、保育士、幼稚園教諭の処遇改善に対する補助金の追加です。

第2目保育所費、補正額900万円の減額です。決算見込みによるどんぐり保育園指定管理者委託料の減額です。

第3目へき地保育所費、補正額はなく、財源調整です。

議案集32頁に移ります。第4目子ども支援センター費、補正額37万7,000円の減額です。子育て支援事業及び発達支援事業の事業実績見込みによる減額です。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費、補正額3,027万7,000円の減額です。説明欄(1)老人保健施設事業特別会計繰出金は、繰出金確定による繰出金の減。(2)小児救急医療支援事業負担金は、負担金額確定による追加。(3)大雪地区広域連合負担金は、広域連合の各会計決算見込みによる負担金の減額です。

第2目保健指導費、補正額29万7,000円の減額です。(1)保健指導管理事業は、会計年度任用職員報酬実績見込み及び旅費の確定による減額。(2)健康推進事業は、マイレージ事業、脳ドッククーポン希望者増による委託料の追加。(3)妊婦健診事業は、不妊治療助成対象者増による補助金の追加及び里帰り出産減による助成金の減額です。(4)及び(5)につきましては、事業費確定による減額です。

第3目予防費、補正額18万1,000円の減額です。説明欄(1)から(3)までは、事業実績見込みによる減額です。(4)新型コロナウイルスワクチン接種事業は、国の補正予算に伴う、ワクチン接種に要する手数料及び業務委託に係る補正で346万8,000円の追加で

す。

議案集 34 頁に移ります。第 4 目保健センター費、補正額 52 万 8,000 円の追加です。施設重油代の追加補正です。

第 5 目医療扶助費、補正額 125 万円の追加です。重度心身障害者医療費の増による追加です。

第 6 目環境衛生費、補正額 16 万円の減額です。説明欄 (1) 美瑛町食品衛生協会補助事業に係る補助金の確定による減額及び (2) 大雪葬斎組合負担金事業費確定見込みによる減額です。

第 7 目墓地管理費、補正額 15 万 5,000 円の減額です。事業費確定による減額です。

第 2 項清掃費、第 2 目塵芥処理費、補正額 93 万 5,000 円の減額です。業務委託料確定による減額です。

第 3 目し尿処理費、補正額 180 万 4,000 円の減額です。実績見込みによる各経費の減額です。議案集 36 頁に移ります。

第 6 款農林水産業費、第 1 項農業費、第 1 目農業委員会費、補正額 83 万 5,000 円の減額です。説明欄各事業執行見込み及び事業費確定による減額です。

第 2 目農業振興費、補正額 3,241 万 4,000 円の減額です。説明欄各事業の事業費確定見込み等による減額です。

第 3 目畜産業費、補正額 43 万 1,000 円の減額です。白金牧場管理運営事業費確定による減額です。

第 3 項林業費、第 1 目林業費、補正額 684 万 5,000 円の減額です。説明欄各事業の事業費確定による減額です。

次に 38 頁に移ります。第 7 款商工費、第 1 項商工費、第 2 目商工業振興費、補正額 917 万 4,000 円の減額です。説明欄各事業の事業費確定による減額です。

第 3 目観光費、補正額 556 万 7,000 円の減額です。説明欄各事業は、事業費の実績見込み及び事業費確定による減額です。

第 4 目交流促進施設費、補正額 334 万 8,000 円の減額です。冷暖房設備改修事業費の確定による減額です。

第 5 目ビルケの森費、補正額 10 万円の減額です。説明欄各事業費の実績見込みによる減額です。

議案集 40 頁に移ります。第 6 目交流推進費、補正額 505 万 9,000 円の減額です。説明欄各事業において、事業の一部中止、未執行、事業実施見込みによる減額でございます。

第 2 項文化スポーツ振興費、第 1 目文化振興総務費、補正額 126 万 5,000 円の減額です。文化社会教育団体等支援事業及びはたちの集い事業費確定による減額です。

第2目生涯学習推進費、補正額475万7,000円の減額です。人づくり育成事業は、事業中止による500万7,000円の減額。地域人材育成研修施設管理運営事業は、電気料の増による光熱水費25万円の追加です。

第3目町民センター費、補正額66万8,000円の追加です。燃料費の追加及び光熱水費、決算見込みによる減額です。

第4目郷土学館費、補正額200万円の減額です。十勝岳ジオパーク推進事業の実績見込みによる減額です。

第5目自然の家費、補正額1万5,000円の追加です。電気料の増による光熱水費の追加です。

議案集42頁に移ります。第6目保健体育総務費、補正額34万円の減額です。説明欄(1)については、スポーツ協会の事業決算見込みによる減額。(2)スポーツ振興事業は、事業費確定による減額です。

第7目保健体育施設費、補正額120万9,000円の追加です。説明欄(1)スキー場管理運営事業は、燃料費の追加。説明欄(2)スポーツセンター管理運営事業は、決算見込みによる燃料費227万8,000円の追加及び光熱水費、委託料は実績見込みによる減額です。

第8目イベント推進費、補正額1,905万5,000円の減額です。説明欄各イベント事業について、新型コロナウイルス感染症拡大による事業の中止と代替事業の事業費確定による減額です。

第8目土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費、補正額254万円の減額です。説明欄各事業の事業費確定による減額です。

議案集44頁に移ります。第2項道路橋梁費、第1目道路維持修繕費、補正額337万5,000円の減額です。道路維持修繕事業の事業費の確定による減額です。

第2目道路新設改良費、補正額2,762万9,000円の減額です。説明欄各事業の事業費確定による減額です。

第3目橋梁維持修繕費、補正額はなく、財源調整です。

第4目除雪対策費、補正額3,840万円の追加です。備考欄(1)除雪対策事業は、出勤日数増などに伴い、4,000万円の追加。備考欄(2)流雪溝維持管理事業は、事業費確定による減額です。

第5目交通安全施設費、補正額120万円の追加です。街路灯電気料の増による追加です。

議案集46頁に移ります。第4項都市計画費、第1目街路事業費、補正額74万5,000円の減額です。事業費の確定による減額です。

第2目公共下水道費、補正額1,309万2,000円の減額です。各事業の確定及び人件費の整理などによる公共下水道事業特別会計繰出金の減額です。

第3目公園費、補正額114万円の減額です。説明欄各事業の事業費確定による減額です。

第5項住宅費、第2目住宅建設費、補正額128万円の減額です。日の出団地解体事業費確定による減額です。

第9款消防費、第1項消防費、補正額551万7,000円の減額です。大雪消防組合の事業費の整理による負担金の減です。

議案集48頁に移ります。第10款教育費、第1項教育総務費、第1目教育委員会費、補正額20万円の減額です。教育委員会管理運営事業に係る教育委員研修等の中止による減額です。

第2目事務局費、補正額599万8,000円の減額です。説明欄各事業費確定及び実績見込みによる減額補正です。

第3目学校給食費、補正額8万4,000円の減額です。会計年度任用職員手当については、額の確定による減額。燃料費、ガス料金増に伴う30万円の追加。美瑛小学校洗浄機修繕料38万4,000円の追加です。

第5目通学自動車運行費、補正額186万2,000円の減額です。スクールバス購入費の確定による減額です。

第6目学童保育費、補正額10万円の減額です。会計年度任用職員手当確定による減額です。

議案集50頁に移ります。第2項小学校費、第1目学校管理費、補正額1,736万8,000円の追加です。説明欄(1)学校保健特別対策事業は、国の補正予算で実施する小学校における新型コロナウイルス感染症対策として450万円の追加。説明欄(2)、(3)については事業費確定による減額です。説明欄(4)美瑛小学校改修事業は、国の補正予算を活用した空調設備整備事業1,315万6,000円の追加です。

第2目教育振興費、補正額30万円の減額です。こころのプロジェクト推進事業の事業費確定による減額です。

第3項中学校費、第1目学校管理費、補正額116万7,000円の追加です。説明欄(1)学校保健特別対策事業は、国の補正予算で実施する中学校における新型コロナウイルス感染症対策として180万円の追加。(2)各中学校施設改修事業及び(3)美馬牛中学校改修事業は事業費確定による減額。(4)中学校管理運営事業は、会計年度任用職員手当確定による減額、燃料高騰による光熱水費の追加です。

第2目教育振興費、補正額83万8,000円の追加です。説明欄(1)情報教育推進事業は、プロジェクター設置工事の追加。(2)キャリア教育推進事業は、事業費確定による減額です。

第4項社会教育費、第1目社会教育総務費、補正額38万5,000円の減額です。事業執行見込みによる減額です。

第2目公民館費、補正額37万7,000円の減額です。公民館事業の事業実績見込みによ



る減額です。

第3目図書館費、補正額40万円の減額です。会計年度任用職員報酬確定見込みによる減額です。

第11款公債費、第1項公債費、第1目元金、補正額はなく、財源調整です。

第2目利子、補正額218万9,000円の減額です。決算見込みによる起債償還利子及び一時借入金利子の減額です。

第12款諸支出金、第1項普通財産取得費、第1目公共施設等整備基金費、補正額971万2,000円の減額です。青い池駐車場使用料減による積立金の減額です。

第9目丘のまちびえいまちづくり基金費、補正額1億3,433万7,000円の追加です。12月補正以降のまちづくり寄附金8,738件分、1億3,433万7,000円を丘のまちびえいまちづくり基金に積立てる補正です。

第2項公営企業費、第1目上水道事業補助金、補正額はなく、財源調整です。

第2目病院事業補助金、補正額3,000万円の追加です。病院事業会計決算見込みによる補助金の追加です。

第3目病院事業負担金、補正額170万1,000円の減額です。病院事業建設改良費の事業費確定による負担金の減額です。

次に、事項別明細書の歳入について説明いたします。議案集の14頁になります。

歳入、第1款町税、第1項町民税、第1目個人、補正額500万円の追加です。株式譲渡所得の増による追加です。

第2項固定資産税、第1目固定資産税、補正額450万円の追加です。償却資産新規取得の増による追加です。

第4項たばこ税、第1目たばこ税、補正額700万円の追加です。税率改正に伴う決算見込み増による追加です。

第10款地方交付税、第1項地方交付税、補正額1億3,449万8,000円の追加です。普通交付税の確定による追加です。普通交付税の決定額は47億5,015万1,000円で、今回の補正で全額を計上いたしました。

第13款使用料及び手数料、第1項使用料、第4目商工使用料、補正額2,884万8,000円の減額です。1、白金野営場使用料は、実績確定による追加。新型コロナウイルス感染症の影響などにより、2の美瑛町体験交流住宅使用料、3、青い池駐車場使用料の減額です。

第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費負担金、補正額163万2,000円の追加です。説明欄各負担金等について、事業費の確定及び決算見込みによる追加及び減額補正でございます。

第2目衛生費負担金、補正額195万4,000円の追加です。国民健康保険基盤安定負担

金の申請実績による減額及び新型コロナウイルスワクチン追加接種に伴う対策負担金の追加でございます。

第2項国庫補助金、第1目総務費補助金、補正額7,139万1,000円の追加です。1、社会保障・税番号制度システム整備費補助金事業費増による追加。2、公衆無線LAN環境整備支援事業費補助金は、実績見込みによる追加。3、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、第3次交付分の追加です。なお、国の補正予算に係る新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の本町における第3次分限度額は1億3,632万円ですが、うち7,000万円につきましては、令和4年度に取り組む新型コロナウイルス感染症関連対策事業に充当する予定のため、令和4年度補正予算における予算計上となります。

第2目民生費補助金、補正額415万9,000円の追加です。子育て世帯への臨時特別給付金事業補助金、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金は、事業費増による追加。保育士等処遇改善臨時特例交付金は、保育士処遇改善に係る交付金の追加でございます。

第3目衛生費補助金、補正額13万5,000円の追加です。説明欄1、疾病予防対策事業等補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の追加です。説明欄2、特定感染症検査等事業補助金は、緊急風しん予防対策事業の事業費確定による減額です。

議案集16頁に移ります。第4目土木費補助金、補正額35万7,000円の追加です。説明欄各事業の事業費確定による交付金の追加及び減額です。

第5目教育費補助金、補正額916万9,000円の追加です。教育総務費補助金は、額の確定によるへき地児童生徒補助金71万円の追加。小学校費補助金は、国の補正予算により実施する空調改修事業の美瑛小学校改修事業交付金445万6,000円の追加及び学校保健特別対策事業費補助金225万円の追加です。中学校費補助金は、国の補正予算を活用した情報機器整備による公立学校情報機器整備費補助金85万3,000円の追加。同じく国の補正予算に伴う学校保健特別対策事業費補助金が90万円の追加です。

第6目農林水産業費補助金、補正額205万2,000円の減額です。経営継承・発展支援事業補助金の事業費確定による減額です。

第7目商工費補助金、補正額382万8,000円の減額です。地方スポーツ振興費補助金事業費確定による減額です。

第3項国庫委託金、第1目総務費委託金、補正額288万8,000円の減額です。衆議院議員選挙委託金額の確定による減額です。

第15款道支出金、第1項道負担金、第1目民生費負担金、補正額221万1,000円の追加です。説明欄各負担金、交付金の事業実績見込みによる減額及び追加です。

第2目衛生費負担金、補正額368万7,000円の減額です。説明欄各負担金の確定によ

る減額です。

議案集 18 頁に移ります。第 2 項道補助金、第 3 目衛生費補助金、補正額 60 万円の追加です。重度心身障害者医療費の増による追加です。

第 4 目農林水産業費補助金、補正額 1,938 万円の減額です。説明欄各事業の事業費確定による交付金補助金の減額です。

第 5 目商工費補助金、補正額 50 万 6,000 円の減額です。宿泊事業者感染防止対策等支援金及び北海道学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金の補助対象事業費確定による減額です。

第 3 項道委託金、第 1 目総務費委託金、補正額 21 万 6,000 円の減額です。経済センサス調査委託金の確定による減額です。

第 17 款寄附金、第 1 項寄附金、補正額 1 億 3,833 万 7,000 円の追加です。まちづくり寄附金が 8,738 件分で 1 億 3,433 万 7,000 円の追加、企業版ふるさと納税寄附金が一社分で 400 万円の追加です。まちづくり寄附金は、1 月 31 日現在、1 万 6,191 件で、2 億 3,610 万 8,000 円となっております。

第 18 款繰入金、第 1 項繰入金、補正額 2 億 2,850 万 9,000 円の減額です。財源調整による各基金繰入金の減額です。

第 20 款諸収入、第 5 項雑入、第 4 目雑入、補正額 1 億 281 万 5,000 円の減額です。説明欄 1 の光熱水費及び 3 の地域支援事業は事業費確定による減額。2 の介護サービス計画費は、サービス受給者増による追加。4 の北海道市町村備荒資金組合超過納付金は、財源確保に伴う皆減。説明欄 6 のスポーツ振興助成金は、宮様スキーマラソンの中止による減額です。

議案集の 20 頁になります。第 21 款町債、第 1 項町債、第 3 目衛生債、補正額 30 万円の追加です。火葬場建設事業の事業費確定による追加です。

第 4 目商工債、補正額 2,180 万円の減額です。交流推進事業債は、丘のまちフェスティバル中止による皆減。商工業振興事業債は、消費活性化事業実施による追加。イベント推進事業債は、宮様スキーマラソンの中止による減額です。

第 5 目土木債、補正額 7,810 万円の追加です。朗根内上俵真布線道路整備事業ほか 11 事業の事業費確定による減額及び追加です。

第 6 目教育債、補正額 2,040 万円の追加です。スクールバス整備事業債、学校給食支援事業債は、事業費確定による減額及び追加で、美瑛小学校改修事業債は、空調整備による追加でございます。

第 7 目病院事業債、補正額 70 万円の減額です。医療設備整備事業の事業費確定による減額です。

第 8 目臨時財政対策債、補正額 7,641 万 4,000 円の減額です。臨時財政対策債の額

の確定による減額です。

次に、議案集 11 頁になります。第 2 表繰越明許費補正です。令和 4 年度に繰越して事業を実施するものです。款、項、事業名、金額の順に読み上げます。

(追加)、第 2 款総務費、第 1 項総務管理費、スマート行政推進事業、674 万 3,000 円。  
総合行政情報システム (R e a m s . N E T) 管理事業、273 万 3,000 円。

第 10 款教育費、第 2 項小学校費、美瑛小学校改修事業、1,315 万 6,000 円。学校保健特別対策事業 (3 月補正分)、450 万円。第 3 項中学校費、学校保健特別対策事業 (3 月補正分)、180 万円。情報教育推進事業、170 万 8,000 円。合計 3,064 万円。

次に、議案集 12 頁になります。第 3 表、地方債補正です。変更前の地方債の総額 7 億 9,810 万円から 11 万 4,000 円を減額し、追加及び変更後の地方債の総額を 7 億 9,798 万 6,000 円とするものです。追加に当たっては、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に読み上げます。なお、個別の事業名は省略いたします。変更にあつては、起債の目的、変更前限度額、変更後限度額のみ申し上げ、個別の事業名は省略いたします。

第 3 表地方債補正、(追加)、起債の目的、緊急自然災害防止対策事業、限度額 7,200 万円、起債の方法、証書借入又は証券発行、利率 3.0%以内、償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。起債の目的、補正予算債、限度額 870 万円、起債の方法、利率、償還の方法は、緊急自然災害防止対策事業と同様です。

(変更)、辺地対策事業、変更前限度額 2 億 6,680 万円、変更後限度額 2 億 4,710 万円、過疎対策事業、変更前限度額 2 億 2,840 万円、変更後限度額 2 億 4,370 万円。

議案集の 13 頁になります。臨時財政対策債、変更前限度額 2 億 9,500 万円、変更後限度額 2 億 1,858 万 6,000 円、合計、変更前限度額 7 億 9,810 万円、変更後限度額 7 億 1,728 万 6,000 円。なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

9 頁、10 頁の第 1 表歳入歳出予算補正についての説明は省略いたします。

以上で、議案第 8 号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長 (佐藤晴観議員) 次に、議案第 9 号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

高木保健福祉課長。

(保健福祉課長 高木 比斗志君 登壇)

○保健福祉課長 (高木比斗志君) 議案第 9 号の提案理由について説明させていただきます。議

案集につきましては、54頁から59頁になります。この度の補正予算は、令和2年度の老人保健施設事業特別会計の決算に係る繰越金の確定に伴うものです。はじめに議案条文を朗読させていただきます、朗読させていただきます。議案集54頁になります。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明させていただきます。はじめに歳出からです。議案集58頁、59頁になります。

歳出、第1款公債費、第1項公債費、第1目元金になります。補正額はありますが、補正後の財源調整となつてございます。特定財源として一般会計から繰入金を財源調整として1,000円の減、一般財源において令和2年度の繰越金が1,000円の増となつてございます。

次に、歳入の説明をさせていただきます。56頁になります。

第2款繰入金、第1項繰入金、第1目一般会計繰入金が1,000円の減。

第3款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金については、令和2年度の事業決算により1,000円が増となったことから、一般会計からの繰入金と同額を増額することになつてございます。

55頁の第1表歳入歳出予算補正については説明を省略させていただきます。

以上で、議案第9号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、議案第10号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

吉川農林課長。

(農林課長 吉川 智巳君 登壇)

○農林課長(吉川智巳君) 議案第10号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集につきましては、60頁から65頁になります。今回の補正は、農業技術研修センターのみりと農業担い手研修センター美進の事業費確定及び事業実績見込みによる補正をお願いするものです。以下、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。最初に歳出からご説明いたします。議案集は64、65頁になります。

歳出、第1款農業研修施設費、第1項施設管理費、第1目農業技術研修センター管理費、補正額21万2,000円の減額です。みのりの指定管理者委託料の事業実績見込みによる減額です。

第2目農業担い手研修センター管理費、補正額178万8,000円の減額です。これにつきましては、美進の光熱水費及び指定管理者委託料の事業実績見込みによる減額です。

次に、歳入についてご説明いたします。62頁、63頁になります。

第1款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目農業研修施設使用料、補正額24万8,000円の減額です。これにつきましては町民農園使用料確定による増額と、みのりの加工使用料及び美進の長短期居室使用料及び浄化槽使用料の実績見込みによる減額になるものです。

第2項手数料です。これにつきましては26万7,000円の減額、みのりでの土壌診断手数料事業実績見込みによる減額になります。

第2款財産収入、第1項財産売払収入、第1目生産物売払収入、137万7,000円の追加です。これにつきましては、美進実践圃場で生産されたトマト売払収入確定による追加です。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金、補正額264万7,000円の減額。みのり及び美進の歳入歳出補正に伴う財源調整によるものです。

第5款諸収入、第1項雑入、第1目雑入、補正額21万5,000円の減額。美進の研修居室電気料負担金の実績見込みによる減額になります。

議案集61頁の第1表歳入歳出予算補正については、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第10号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第11号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

岩佐水道整備室長。

（水道整備室長 岩佐 和男君 登壇）

○水道整備室長（岩佐和男君） 議案第11号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は66頁から71頁になります。今回の補正の主な内容は、歳出については、消費税及び地方消費税納付金額の確定による公課費の追加と、執行額確定に伴う委託料の減額です。歳入につきましては、大雨により頭首工が被災したことによる発電収入の減額をお願いするものでございます。はじめに議案条文を朗読し、その後、補正予算の内容についてご説明申し上げます。議案集は66頁になります。

（議案の朗読を省略する）

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。議案集は70頁になります。

歳出、第1款総務費、第1項総務管理費、補正額1,000円の追加です。消費税及び地方消費税納付金額の確定に伴う公課費の追加です。

第2款発電施設費、第1項施設管理費、補正額42万円の減額です。執行額確定に伴う発電施設保守管理委託料の減額です。

次に、歳入についてご説明いたします。議案集は68頁になります。

歳入、第1款発電事業収入、第1項発電事業収入、補正額41万9,000円の減額です。発電売上収入の減少に伴う減額です。

67頁の第1表歳入歳出予算補正については、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第11号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第12号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

岩佐水道整備室長。

○水道整備室長（岩佐和男君） 議案第12号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。

議案集は72頁から77頁になります。今回の補正の主な内容は、歳出については、消費税及び地方消費税の税額確定に伴う公課費の減額、電気料の見込額確定に伴う需用費の追加、泉源敷等借上料確定に伴う使用料及び賃借料の減額です。歳入については、泉源使用料の減額と財源調整に伴う基金繰入金の減額、消費税の還付金額確定に伴う雑入の追加についてお願いするものでございます。はじめに議案条文を朗読し、その後、補正予算の内容についてご説明申し上げます。議案集は72頁になります。

（議案の朗読を省略する）

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。議案集は76頁になります。

歳出、第1款総務費、第1項総務管理費、補正額81万7,000円の減額です。消費税及び地方消費税の税額確定に伴う公課費の減額です。

第2款泉源施設費、第1項泉源管理費、補正額18万7,000円の追加です。ポンプ小屋に係る電気料の執行見込額の増に伴う追加及び泉源敷等借上料確定に伴う使用料及び賃借料の減額です。

次に、歳入についてご説明いたします。議案集は74頁になります。

歳入、第2款泉源使用料、第1項使用料、補正額11万円の減額です。泉源使用料の額の見込みの減に伴う使用料の減額です。

第3款繰入金、第1項繰入金、補正額163万4,000円の減額です。財源調整に伴う基金繰入金の減額です。

第5款諸収入、第1項雑入、補正額111万4,000円の追加です。消費税及び地方消費税還付金額確定に伴う追加です。

73頁の第1表歳入歳出補正予算については、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第12号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第13号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

岩佐水道整備室長。

○水道整備室長（岩佐和男君） 議案第13号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は78頁から84頁になります。今回の補正は、歳出については、下水道事業一般管理費の業務委託料、公課費、終末処理場の保守管理委託料、建設事業費の業務委託料、工事費、起債償還利子の減額をお願いするものです。歳入については、国庫補助金、一般会計繰入金、町債の減額及び繰越金、雑入の追加をお願いするものでございます。はじめに議案条文を朗読し、その後、補正予算の内容についてご説明申し上げます。議案集は78頁になります。

（議案の朗読を省略する）

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。議案集は83頁になります。

歳出、第1款下水道事業費、第1項下水道管理費、第1目一般管理費、補正額934万2,000円の減額です。委託料の執行額の確定、消費税及び地方消費税納付額確定に伴う公課費の減額です。

第2目終末処理場管理費、補正額268万5,000円の減額です。終末処理場の管理委託執行額確定に伴う減額です。

第2項事業費、補正額161万円の減額です。管渠布設工事、下水処理場改修工事、業務委託の執行額確定に伴う減額です。

第2款公債費、第1項公債費、補正額26万4,000円の減額です。執行額確定に伴う起債償還利子の減額です。

次に、歳入についてご説明いたします。議案集は81頁になります。

歳入、第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、補正額273万2,000円の減額です。国庫補助金の確定に伴う減額です。

第4款繰入金、第1項繰入金、補正額1,309万2,000円の減額です。執行額確定に伴う一般会計繰入金の減額です。

第5款繰越金、第1項繰越金、補正額232万円の追加です。前年度繰越金の確定に伴う追加です。

第6款諸収入、第4項雑入、補正額150万3,000円の追加です。消費税及び地方消費税還付金額の確定に伴う追加です。

第7款町債、第1項町債、補正額190万円の減額です。事業費の減に伴う下水道事業債の減額です。

次に、議案集の80頁になります。第2表地方債補正でございます。変更前の地方債補正の限度額1,690万円から190万円減額するものです。起債の目的、変更前限度額、変更後限度額のみ申し上げます。第2表地方債補正、公共下水道事業、変更前限度額1,690万円、



変更後限度額1,500万円。以上です。

79頁の第1表歳入歳出補正予算については、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第13号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第14号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

岩佐水道整備室長。

○水道整備室長（岩佐和男君） 議案第14号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。

議案集は85頁から89頁になります。今回の補正の主な内容は、第2条で定めている業務の予定量の増減、収益的支出では、営業費用で執行見込みによる増減、営業外費用では、消費税及び地方消費税確定による減額です。収益的収入につきましては、水道使用料など、収入見込みに伴う増減です。また、資本的収入及び支出では、建設改良費の工事内容の変更及び事業費確定などによる減額です。はじめに議案条文を朗読し、その後、補正予算の内容についてご説明申し上げます。議案集は85頁になります。

（議案の朗読を省略する）

次に、令和3年度美瑛町水道事業会計補正予算説明によりご説明いたします。収益的収入及び支出の支出より説明いたします。議案集は88頁になります。

支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目原水及び浄水費、補正額16万円の減額です。執行見込みに伴う浄水場燃料費の追加及び委託料の減額です。

第2目配水及び給水費、補正額1,000万円の減額です。量水器取替えの執行見込み減に伴う修繕費及び材料費の減額です。

第3目総係費、補正額40万円の減額です。検針・徴収事務の執行見込みに伴う委託料の減額です。

第5目資産減耗費、補正額40万8,000円の追加です。額の確定に伴う固定資産除却費の追加です。

第2項営業外費用、第2目消費税及び地方消費税、補正額250万円の減額です。執行見込みに伴う消費税の減額です。

次に、収入について説明いたします。議案集は87頁になります。

第1款水道事業収益、第1項営業収益、補正額550万円の減額です。収入見込みに伴う水道使用料の減額です。

第2項営業外収益、第5目長期前受金戻入、補正額35万8,000円の追加です。収入見込みに伴う長期前受金の追加です。

第6目雑収益、補正額58万9,000円の追加です。水道施設損傷による修繕費用、補償金等に伴う雑入の追加です。

次に、資本的収入及び支出の支出より説明いたします。議案集は89頁になります。

支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目配水及び給水設備工事費、補正額3,029万9,000円の減額です。道道十勝岳美瑛線配水管布設替えの工事内容の変更に伴う工事請負費の減額です。

第2目固定資産購入費、補正額59万円の減額です。額の確定に伴う量水器購入費の減額です。

続いて、収入になります。収入、第1款資本的収入、第2項工事負担金、補正額166万円の減額です。道道の工事内容変更に伴う道負担金と、工事費確定に伴う大雪消防組合工事負担金の減額です。

以上で、議案第14号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第15号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

観音町立病院事務局長。

（町立病院事務局長 観音 太郎君 登壇）

○町立病院事務局長（観音太郎君） よろしく申し上げます。それでは議案第15号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は90頁から95頁です。今回の補正につきましては、事業費確定及び入院外来ともに患者予定数が当初予定数を下回る見込みとなったために、事業予定量の減員等を行うものです。はじめに、90頁からの議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、収益的支出についてご説明いたします。議案集は93頁になります。

第1款病院事業費用、第1項医業費用、第1目給与費、補正額3,350万円の減額。職員給与及び職員手当につきましては、職員の退職、会計間異動に伴う減額、法定福利費につきましては、各種負担金率の変更に伴う減額です。

第3目経費、補正額160万5,000円の減額、燃料単価上昇に伴う追加及び医療機器の借上げ、見直し等による減額です。

第5目減価償却費、補正額12万3,000円の減額、資産変動の確定に伴う減額です。

第6目資産減耗費、補正額2,154万1,000円の追加、資産変動の確定に伴う追加です。

第7目研究研修費、補正額109万9,000円の減額、執行見込みに伴う減額です。

次に、収益的収入についてご説明いたします。議案集は92頁になります。

第1款病院事業収益、第1項医業収益、第1目入院収益、補正額6,375万円の減額、患者数が当初予定を下回って推移していることから減額をするものです。

第2目外来収益、補正額1,000万円の減額、新型コロナウイルス蔓延化における受診控

え等により、患者数が当初予定を下回ったために、減額をするものです。

第3目その他医療収益、補正額1,800万円の追加、ワクチン接種による収入の実績見込みによるものです。

第2項医業外収益、第2目他会計補助金、補正額3,000万円の追加、医業収益の減少に伴い、経営安定化のためお願いするものです。

第3項特別利益、第1目固定資産売却益、補正額65万円の減額、医師住宅売却に係る資産台帳の整理による減額です。

次に、資本的収入及び支出についてご説明させていただきます。議案集は95頁です。

はじめに支出です。第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目資産購入費、補正額209万円の減額、実績確定に伴う減額です。

第2目工事請負費、補正額100万円の減額、同じく実績確定に伴う減額です。

続いて収入です。第1款資本的収入、第1項医療設備整備負担金、第1目医療設備整備負担金、補正額170万1,000円の減額、実績確定に伴う減額です。

第2項企業債、第1目企業債、補正額60万円の減額、同じく実績確定に伴う減額です。

第3項国庫補助金、第1目国庫補助金、補正額2万6,000円の減額、同じく実績確定に伴う減額です。

第5項固定資産売却費、第1目固定資産売却費、補正額149万3,000円の追加、医師住宅売却に係るものです。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億758万4,000円は過年度分損益勘定留保資金1億758万4,000円で補てんするものとする。

以上で、議案第15号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これで、8案件についての提案理由の説明を終わります。

午後1時まで休憩します。

休憩宣告（午後 0時02分）

再開宣告（午後 1時00分）

○議長（佐藤晴観議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これから質疑を行います。はじめに、8案件に関連する事項について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、8案件に関連する事項の総括質疑を終わります。

次に、議案第8号について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、議案第8号についての総括質疑を終わります。

次に、議案第8号について質疑を行います。議案集の22頁から27頁まで。はじめに、歳

入歳出補正予算事項別明細書の歳出、第1款議会費及び第2款総務費について質疑を許します。

(「はい」の声)

6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。まず、2款1項5目、みんなで歩むまちづくり、スマート行政推進事業について伺います。23頁ですね。今回、窓口での支払いをですね、現金以外の方法を可能とするためにと説明されました。計画ではですね、住民生活課と町民コーナーの壁を取り払うとされていますが、支払いの対象、この支払いの対象になるのは、住民生活課に限るのか、または、税務課を含めた全ての業務について行うのか伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 今瀧総務課長。

○総務課長(今瀧 毅君) ただいまのキャッシュレス決済のご質問かと思えますけれども、基本的にキャッシュレス決済の前にですね、現在試験的に進めている窓口のワンストップ化、転入、転出、死亡、出生、転居ですか、に係るワンストップ窓口の今試験、実証実験を行っているところで、その、来年度から本格的に総合窓口を稼働したいという風に考えております。そういった今お話しした5つの手続き、詳細な手続きを申し上げますと70手続きほどあるんですけども、それを1か所の窓口で、住民の方がそれぞれその担当の課へ行かなくてもですね、住民生活課の窓口での手続き1か所で済むような形で取り組んでいきたいという風に考えております。その中で、窓口手数料が発生する際にはですね、その窓口でキャッシュレスでも出納が可能な形に手続きを行えるように改善していきたいという風に考えておりまして、今回補正予算を提案させていただいております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) そうしますとね、大規模に70手続きですから、かなりの大規模な、本格的に行う訳ですけども、現在の町民コーナーですね、この床面積を全て転用するというお考えでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 今瀧課長。

○総務課長(今瀧 毅君) 現在の町民コーナーにつきましては、情報発信機能をスペースで持たせてる部分もございますので、その部分につきましては引き続き、情報発信の機能は維持しつつですね、何と言ったら良いんでしょう、玄関入って右手側の壁の部分を窓口3つほど設置してですね、それと、今ある既存の窓口と合わせて総合窓口をL字型に設置する、今の段階での計画ではございます。

(「はい」の声)

○議長（佐藤晴観議員） 6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） 6番中村です。そうしますと、現在の町民コーナーは一部残ると、機能するという理解で良いですか。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 今瀧課長。

○総務課長（今瀧 毅君） 休憩をするという機能はなくなる計画をしております。ですので、あそこにパンフレットだとか求人情報等の情報発信の部分については、今まで通り継続する予定で、それに総合窓口の窓口を設置するというようなイメージをしております。以上です。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「はい」の声）

1番保田議員。

○1番（保田 仁議員） 1番保田です。同じく2款1項5目、財産管理費のスマート行政推進事業ということで、ワンストップ窓口を設置するという事業ですね、これでその今、中村議員言われましたように、キャッシュレス決済を導入するというところですけども、システム改修だとかそういった予算というのはまた別ということで考えてるんだと思うんですけども、これはですね、今総務省が地方自治体に推進させようとしている自治体デジタルトランスフォーメーションという事業があると思うんですが、その事業に含まれるというか、包含されるようなそういった事業になるということでしょうか、伺います。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 今瀧総務課長。

○総務課長（今瀧 毅君） 大きく捉えますと、国が進めるそのDX化、デジタル化の一環ではございますけれども、基本的に今回、補正予算でお願いしている部分については、町単独で総合窓口を設置し、さらに、デジタル化を進めていくといった事業概要ですので、現在国にも政府の方でマイナポータルサイト、今びったりサービスっていうのを展開してますけれども、4年度中国内全自治体が、これを活用するよというような手続きをワンストップでウェブ上でできるようなサービスなんですけれども、それは、それというか別の事業の取り組みとして進めてまいりますけれども、今回の部分については町独自で総合窓口とデジタル化を併用して進めていくといった事業内容でございます。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 1番保田議員。

○1番（保田 仁議員） それではですね、24頁のですね、2款1項6目の情報管理費の中の（1）総合行政情報システム管理事業と（2）社会保障・税番号システム整備事業、こちらについても転入、転出のワンストップですとか、事務の効率化だとかっていうそういう部分の予

算だと思っんですけど、これも、先ほどの自治体DXと関連するかしらないかというところも、お伺いをいたしたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 今瀧課長。

○総務課長(今瀧 毅君) この23頁と25頁の事業については関連はするんですが、基本的には別事業という風に捉えていただいて結構かなという風に思います。25頁の部分の事業につきましては、総合行政情報システムの管理事業の業務委託につきましては、これ国が進める事業で、例えば自治体転出手続をする際にですね、通常であれば、その転出届を出して紙媒体で、その転出先の自治体にその紙を持ち込んで転入手続をするんですけども、今後このシステム整備することによって、転出先で転入の手続きをすることによって、自治体間でそのデータのやりとりが完了するというので、その方が転入先の自治体に訪れた時に、転入手続がスムーズにできるという、その情報連携がなされるというシステム改修ですので、基本的には別ではあるんですけども、総合窓口を進める上ではかなり有効なシステムの改修になるのかなという風には考えておりますので、関連はあるものだという風なご理解で結構かと思っます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 1番保田議員。

○1番(保田 仁議員) もう一度お伺いしますけども、総務省が進める自治体DXと関係はないという形なんではなかね。それとも、その事業の中に含まれるようなそういう内容だということに理解してよろしいのかというところで、ちょっと伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 今瀧課長。

○総務課長(今瀧 毅君) お答えになるかどうか分かんないですけど、大きなそのDXだとかデジタル化って括りの中では、関連している事業ではございますけれども、取り組みの進めとしては、それぞれ、今のところは政府が進める事業と町が独自に進める事業ということで、別々に進めてはおります。ちょっと答弁になってるか分かんないですけど、すいません。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありますか。

(「はい」の声)

11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 2款1項7目地域振興費、説明欄(2)地域おこし協力隊管理事業について伺います。こちらあの994万4,000円の減額というようなことで出ているんですけども、元々その地域協力隊、これ恐らく2人分ですかね、ちょっと人数のところ分らないんですけども、この減額の理由と伺いますか、まずその辺伺いたいんですけど。

(「はい」の声)

○議長（佐藤晴観議員） 今瀧総務課長。

○総務課長（今瀧 毅君） 減額の主な理由としては5名ほど地域おこし協力隊募集をかけてたんですけれども、議員おっしゃるとおり、2名だったかと思えますけれども、協力隊員が、募集したんですけれども、応募がなかったということで、人件費の部分について減額補正をさせていただいております。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 11番青田議員。

○11番（青田知史議員） 答弁いただきました。これは、やはり減額、2人少なかったということなんですけど、この地域おこし協力隊の目的であるとか意義、当然ご承知のことかと思うんですが、やっぱりまちづくりの中で、担い手として、やっぱり本当に重要な事業なのかなという風に思っているところなんですけども、これ来れなかったというか、コロナ禍だったから仕方ないということもあるのかもしれないですけども、なぜその美瑛の事業に、その地域おこし協力隊の方募集がなかったか、その辺り、分析というか何かその理由というのは何か把握されてるのはあるんでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 今瀧課長。

○総務課長（今瀧 毅君） 今年度のその応募に至らなかった原因につきましては、まだ検証の方はなされていないところなんですけども、来年度に向けてですね、やはりしっかりとその受け手側の目的を相手側に示す必要があるのかなということで、ある程度、どういう人材を、どういう業務に活用したいかというのを積極的に外部に発信して、地域おこし協力隊を募るといった部分と、逆にですね、ある程度そのフリーな形で美瑛の町おこしを積極的にフリーミッション型という言葉を使ってますけれども、積極的に提案をして頂いて、伸び伸びと美瑛町で、そういった個人のその提案に基づいた町おこし、地域おこしに取り組んでもらうといった、その2通りの募集方法ですね、来年度については地域おこし協力隊を募集していきたいという風に考えておりますので、ある程度そういったその美瑛町の思いのようなものが応募される方にですね、伝わるような形で、さらに、その情報の発信の仕方もですね、広く伝わるような形にですね、工夫しながら取り組んでいきたいという風に考えております。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 11番青田議員。

○11番（青田知史議員） 答弁いただきました。今、まさにそのようにやっていただきたいというところはあるんですけども、移住定住の中に、例えばこの何て言うんですかね、こういうような協力隊員の募集だとかってというのは、事業として制度とかは違うんですけども、やはりこう、交流人口、定住人口、これからどんどんどんどん増やしていく、また、町の方でも今ブ

ロモーション、色々こうCMを作って頑張ってやっていくと。それをSNSで、皆さん職員の方も、周知してシェアしながらやってるといふ、そういうことが試みでありますので、やっぱり色々色んな事業とリンクさせていく中で、例えば移住定住のそういうので、首都圏だとか行った時に、その協力隊のそういう募集だとかっていうのはこれまでやっていて、今後更にやっていく、効果的な方法というのはい、プロモーションをどうするかっていうのもあるかと思うんですけども、その辺について、広告宣伝辺り、どういう風にお考えか伺いたしたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 今瀧課長。

○総務課長(今瀧 毅君) 地域おこし協力隊の募集の広告情報発信の件につきましては、現在、移住定住推進室とも連携した中でですね、今コロナ禍で、移住フェア等々については中止になっているんですけども、そういった際にもですね、地域おこし協力隊も含めたお声掛けをするような取り組みを進めようとしてますし、現在、総務課が地域おこしの窓口になってますけれども、当然まちづくり推進課と、その配属する課の3者ですね、そういった地域おこし協力隊の活用についての議論も深めていきたいなと思ってますし、合わせて、その情報の発信の仕方につきましては、まちづくり推進課のフェイスブック等も活用した中で、今後も引き続き、様々な方法を利活用しながら努めていきたいなという風に考えております。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありますか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の28頁から33頁まで。第3款民生費について質疑を許します。

(「はい」の声)

2番坂田議員。

○2番(坂田美香議員) 坂田です。3款2項1目、児童福祉総務費の説明欄7番、保育士等処遇改善事業についてお伺いします。この事業の中の保育士等の対象者と、2月、3月分の実際の支給日を説明お願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 榎山子ども・子育て支援室長。

○子ども・子育て支援室長(榎山尚代君) 保育士の処遇改善事業の支給対象と支給時期ということによろしいでしょうか。はい、こちらの今回の補正につきましては、2月、3月分の改善額に対する補助になります。で、国の方では、3月までに支給ということで、それぞれの事業主に任せられてる部分ではあります。で、今回の積算の部分としましては、国の方での利用者に対する、ごめんなさい、それぞれの施設の利用者、利用人数に対する基準額がありまして、町としましては、国の基準額の上限値を補助、予算、補助金として計上させていただいており



ます。で、それぞれの事業所の方で、実際の人数が何人になるかということは、これから補助申請が上がってきた段階ではっきりすることになりますので、今現在で、対象が正確に何人というところまでは、こちらの方でまだ把握してない状況になります。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 2番坂田議員。

○2番(坂田美香議員) 支給日については、3月までにとということで、今検討してますから、2月分はまだ出ないということで、3月分まとめて支給されるということでよろしいですか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 樫山室長。

○子ども・子育て支援室長(樫山尚代君) はい、そのとおりでございます。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「はい」の声)

6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。4款1項3目、予防費、33頁です。新型コロナウイルスワクチン接種事業について伺います。

○議長(佐藤晴観議員) ストップ、間違ってる。

○事務局長(今野聖貴君) 衛生費まだ入ってません。民生費まで。

○6番(中村俱和議員) はい、分かりました。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の32頁から35頁まで。第4款衛生費について質疑を許します。

(「はい」の声)

6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。4款1項3目、予防費、33頁、新型コロナウイルスワクチン接種事業について伺います。

まず、コロナワクチンについてはですね、これは世界的な関心事です。日本だけに目を向けては判断を間違うと思います。世界的な情報を、これは集めなければならないと私は考えております。国際連合の中にですね、国際裁判所があるんですよ。まあ、ご存知かもしれませんが。これは国際コモンロー司法裁判所と言いますね。コモンですから共通ですね、ローは法ですね。ですから、国際共通法裁判所、略して国際裁判所と言います。本部はオランダのハーグにあるんですね。この国際裁判所がですね、今年の、先月ですね1月15日に、ワクチンに関して重大な判決を出しました。これはご存知ですか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 高木保健福祉課長。

○保健福祉課長(高木比斗志君) お答えさせていただきます。国内外の情勢等々の方は、厚生労働省のホームページの中で色々見せていただいておりますが、今、議員おっしゃられたようなですね、国際裁判所等々のお話の中身については、勉強不足で承知させていただいておりません。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) 私は何で取り上げるかというね、これは国際裁判所の判決っていうのは、国の、日本の法規の更に上になるんですよ。上位なんですね。ですから私は取り上げました。そこでですね、これが国際裁判所のマークなんですね。量りの絵が描いてあります。これが和訳、判決の和訳の一部です。それからここにですね英文があります。これ判決文です。ここにちゃんと署名があります、裁判官の。それでね、判決の概要は何であるかと、非常に衝撃的であります。概要はですね、コロナワクチン接種は人道に対する罪であると、こういう内容なんですよ。判決の骨子は3つあります。コロナワクチンの製造と使用禁止する。それから、ファイザー社などのメーカーのトップをはじめ、世界の政治家など、75人を終身刑とすると、終身刑ですよ。そして、その資産を差し押さえると。有罪とした75人を逮捕すること及びワクチンを廃棄する、そうした権限を世界のあらゆる人々に与えると。これとんでもない判決文なんですよ。私たちとね、認識と真逆とも言えます。

そこで、お聞きします。国際裁判所の判決のこの真相を真剣に調べるべきではないですか。いかがですか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 高木課長。

○保健福祉課長(高木比斗志君) お答えになるかどうか分からないんですが、今お話しになっている内容、直接、今議員おっしゃられているのは、この、ワクチンの予防接種法自体が合憲なのかどうかなのか、国際法上どうなのかというお話なので、私共の方では、そこの着目するところはですね、今のところ考えておりません。あくまでも、国内法に基づく考え方の予防接種法に基づいて、今、接種の方を進めている状況でございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) 6番中村です。私はこれをね、町長にお聞きします。町長はですね、私12月の定例会で質問しましたが、全国の医者、北海道のお医者さん、関係者などの団体がですね、ワクチン接種の中止を求めているということはご存知かと思います。こうした中

ですね、今回のこういう判決が出た訳ですよ。この国際裁判所の判決はね、法的な拘束力はあるんです。きちんとお調べください。

先ほど、今のお答えですけども、国内法云々と言いますけどもね、一般的にですね、国際裁判所の判決は、国の法令よりも上位にあります。守らなくてはならないんです。この判決がですね真実だとすれば、日本政府の接種云々、通達云々、これはもう完全に関係がなくなったんですよ。もしもですね、町がこれから接種を続けるというのであれば、この判決、人道上の罪に加担することになる訳ですよ。もしもそうだとしたら、しっかり、やはりこれは調べるべきじゃないですか、海の向こうの遠い話じゃないんですよ。いかがですか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい、私も勉強不足ながら、議員ご指摘の裁判、そしてその判決については、存じてございませんでした。そういう意味では、その判決内容がどういうものであったのか、どういう効力を有しているものなのかということについては、この後、詳細に調べさせていたきたいと存じます。

ただ、一義的にはですね、国際裁判所の判決が出て、それを国が、日本国政府がどうそこに対処していくのかであろうと思っておりますし、ただいま現在のところは、日本国内の自治体として、国の予防接種法に基づいた業務を、美瑛町としては執り行っているところでございます。で、これまでも議員からご指摘いただいておりますけれども、そのワクチンに対する評価というものは、様々な立場の方々が様々な情報を発信しておりますので、接種につきましては、義務ではないですよとそれぞれの皆さま方、町民の皆さま方でご判断の上で、接種、接種しないということは、お決めいただきたいということの注意喚起の方は常に接種のご案内と合わせてさせていただいているところでございます。いずれにしましても、この判決の内容をただいまご指摘いただきましたので、私達で、細かく調べさせていただきたいと考えております。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の36頁及び37頁。第6款農林水産業費について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の38頁から43頁まで。第7款商工費について質疑を許します。

(「はい」の声)

11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 青田でございます。7款1項2目、商工業振興費、説明欄の(1)

から（４）までの中です。先ほど、質疑の中でも取上げましたけれども、企業版ふるさと納税、基金の額４００万円ということで、特定財源のところに記載はございます。その中で、この（１）から（４）の中でどのような配分で、お金に色がついてる訳じゃないんですけども、寄附者の方、企業版ふるさと納税を町に託した企業さんに、どういう風にお金を使われたんですかって聞かれた時には、この中でどういう風に色分けといいますか、なるのか、その辺について伺いたいと思います。

○議長（佐藤晴観議員） 休憩します。

休憩宣告（午後 １時 ２ ６ 分）

再開宣告（午後 １時 ２ ７ 分）

○議長（佐藤晴観議員） 再開します。

（「はい」の声）

今瀧総務課長。

○総務課長（今瀧 毅君） ただいまのご質問なんですが、行政報告にもありましたとおり、今回の企業版ふるさと納税の４００万円につきましては、電子地域通貨事業に充当してございます。ですので、今回補正額の出たこの（１）から（４）の事業については、直接充当してる訳ではなくてですね、２の商工業振興費の目全体に４００万円を充当したということで、財源調整を今回予算の中で行わせていただいたというような理解でお願いしたいと思います。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） １１番青田議員。

○１１番（青田知史議員） 答弁いただきました。実際、各自治体企業版ふるさとの活用の仕方いろいろあるかと思います。京都市なんかは、なかなか一般財源が足りなくてですね、その一般財源化をするために企業版ふるさと納税を予算化してあると。それでまあ、一般財源化、この資料っていいですかね、補正予算書見ると、特定財源のところにあって一般財源化してないようなんだけど、何となくその使い方として、やっぱりその企業版ふるさと納税のスペシャルなもので、託した企業はやっぱりそれなりに、どういう風に使われたであるとか、どういう風に使うんだよという、地域再生計画にその辺りきちんと謳ってるかと思うんですけども、やはりこう、このお金でこういうものができましたとか、このお金があつてイベントができましたとかっていうようなことがあると、企業も託しやすいでしょうし、なおかつ、寄附にした後の満足感といいますか、そういうのがやっぱりあると思います。

ですから、本町の企業版ふるさと納税を考えた時に、メニューはたくさんあるんですけども、じゃあ果たしてそれがどういう風に使われるのか。あの、群馬県でなくてどこだったかな、太田市のスーパーアリーナなんかは、７０億円ぐらいの規模で、それが一つの法人が寄附すると、そういうようなところもありますし、東川の、例えば奨学金なんか一企業が、やはりこうき

ちんとその基金を、基金と言いますかね、寄附をして、5,000万円でしたか、寄附して、こういう風な形で使われてますということで、町の方がPRというか、きちんとか周知をしていると。やはり色々な考え方はあるかと思うんですけれども、やはりその冒頭で議長、今日議会の冒頭の挨拶の中で、相手の立場になって考えるということは、本当にそういう風なことを考えるとですね、寄附を託す側にとっては、やはり満足感のある使われ方を、やはりこの本町で示すと言いますかね、こういう風に使われたんだよ、そして町民皆さんこういうおかげでこういう風な企業さんが寄附してくれたと、そういうようなことをきちんと謳っていくことが今後必要になってくるのかなと思いますので、今これについては、地域再生計画に基づいてきちんと申請書が出されて、寄附の目的もしっかりしてると思います。ただ、今後考えていく時にはそういうことが必要になってくるのかなと思ってますけど、その辺りについてどうお考えか伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) ちょっと非常に大きなお答えだけになってしまうかもしれませんが、今回のご寄附を頂きましたパーソル様も先ほどご紹介しますので、パーソル様につきましては、これまでも美瑛町との間で交流、様々な事業の展開の中でも交流をさせていただいている企業様でございますので、この寄附を受ける前の段に当たりまして、これだけの額をということで、それについて美瑛町側としてはどのような形でこれを活用させていきましようかとかっていう、細かい、ただ紙が出てきて、こちらで受領させていただいたというだけではなくて、中身どういふようになっていふ話も進めながら今回はお受けをさせていただいております。そういう意味では、非常にパーソル様側にとりまして、こちら側の意図をお伝えして、意思疎通を図りながら、お受けをさせていただいたところでございます。

ただ、議員ご指摘の部分につきましては、特定の企業だけではなくて、今後このふるさと納税事業が拡大していった時に、それぞれの企業との間をどうするのかというご指摘とご提案だと思っております。重く受け止めまして、こちら側も企業版ふるさと納税をお受けする、また、募集するに当たりまして、こういう具体的な、こういうような事業に対して、企業様からご協力をお願いできませんかということになるべく個別具体のものを設けていくというのは、こちら必要だろうと思っておりますし、当然、寄附を受けた後、どのように、その貴重な財源を使わせていただいたかにつきましては、その経過について、その企業様にお示しをしていくことは当然のことだと思っております。透明性を図りながら、よりこの企業版ふるさと納税制度をより一層活用をさせていただくように、改善に努めてまいりたいと思います。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の42頁から47頁まで。第8款土木費及び第9款消防費について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の48頁から53頁まで。第10款教育費について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の52頁及び53頁。第11款公債費及び第12款諸支出金について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の14頁から19頁まで。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入、第1款町税から第15款道支出金までについて質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の18頁から21頁まで。第17款寄附金から第21款町債までについて質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の11頁から13頁まで。第2表繰越明許費補正及び第3表地方債補正について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の8頁から10頁まで。令和3年度美瑛町一般会計補正予算(第9号)の条文及び第1表歳入歳出予算補正について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第8号についての質疑を終わります。

次に、議案第9号について質疑を行います。議案集の54頁から59頁まで。令和3年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算(第1号)の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第9号についての質疑を終わります。

次に、議案第10号について質疑を行います。議案集の60頁から65頁まで。令和3年度美瑛町農業研修施設事業特別会計補正予算（第1号）の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第10号についての質疑を終わります。

次に、議案第11号について質疑を行います。議案集の66頁から71頁まで。令和3年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算（第3号）の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第11号についての質疑を終わります。

次に、議案第12号について質疑を行います。議案集の72頁から77頁まで。令和3年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第3号）の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第12号についての質疑を終わります。

次に、議案第13号について質疑を行います。議案集の78頁から84頁まで。令和3年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の条文並びに第1表歳入歳出予算補正、第2表地方債補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第13号についての質疑を終わります。

次に、議案第14号について質疑を行います。議案集の85頁から89頁まで。令和3年度美瑛町水道事業会計補正予算（第5号）の条文及び補正予算説明全般について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第14号についての質疑を終わります。

次に、議案第15号について質疑を行います。議案集の90頁から95頁まで。令和3年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第3号）の条文及び補正予算説明全般について質疑を許します。

（「はい」の声）

11番青田議員。

○11番（青田知史議員） 青田でございます。コロナ禍で、本当に町立病院の存在意義と申しますか、本当に、何て言うんですかね、一生懸命やっただくことでワクチン接種が進んでいるという風に認識しております。職員の皆さん、院長先生はじめ、本当にこう大変ご尽力いただいたことをまず感謝申し上げる次第なんですけれども、職員給与費が一部減額になってい

るということと、合わせてその職員の方のストレスといたしますか、やはり色々聞くところによりますと、やっぱりその患者さんもストレス本当に抱えながら、やっぱりそこが対応した時に、つい、何て言うんですかね、どうなってるんだとか、そういう風にかかなり厳しくですね、院内でやりとりが起きてるっていうことも何か聞こえてきてはいるんですけども、やはり矢面に立っている、そういう医療従事者の方のストレス対策といたしますかね、そういうところで給料が減額になってる訳ではないと思うんですが、その辺りについて、減額の理由と合わせて、現状ですね、その職員の方の離職含めて、そういう給与費、きちんとか引当としてあるとは思いますが、その辺の考え方を伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 観音町立病院事務局長。

○町立病院事務局長(観音太郎君) ただいまの青田委員の励ましの言葉、大変感謝申し上げます。ありがとうございます。医療スタッフはですね、医師を筆頭に、この2年間ですね、言わばプライベートを犠牲にして、常に最前線でコロナと戦ってまいりました。ただいまご質問にありました職員給与費につきましてはですね、コロナ禍のストレスでとかそういうことではなくて、ご家庭の、結婚されて退職される看護師とか、その辺りの退職が続いたということでありましてですね、その分の補充をしていないための減額という形になっております。

ただいま、町立病院年間ですね、昨年の4月から3月見込みで1,400件ほどの発熱のコロナ発生の検査を行うということで、その度に防護服を着ながらですね、検体を採り、医師も同様に、緊張の中で検査を行っているということです。おっしゃるとおり、患者様からのストレス、私共の厳重が故に、時間がかかる場合もございますので、それに対するご不満等は日々お受けして、激しく苦情をいただくこともあります。ただ、私共は町立病院でございますので、あくまでも、町民の皆さまの健康を守るという使命の中でですね、常に最前線におりながら、医療としての役割を果たしていくというものについては揺るぎない心を持ってございますので、引き続き今後につきましてもそのような形で進んでまいりたいという風に考えております。以上です。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第15号についての質疑を終わります。

これで議案第8号から議案第15号までの8案件について質疑を終わります。

これから討論を行います。はじめに、議案第8号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第8号について討論を終わります。

次に、議案第9号について討論はありませんか。



(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第9号について討論を終わります。

次に、議案第10号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第10号について討論を終わります。

次に、議案第11号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第11号についての討論を終わります。

次に、議案第12号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第12号について討論を終わります。

次に、議案第13号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第13号についての討論を終わります。

次に、議案第14号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第14号についての討論を終わります。

次に、議案第15号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第15号についての討論を終わります。

これから日程第12、議案第8号の件を採決します。議案第8号、令和3年度美瑛町一般会計補正予算(第9号)についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第8号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第9号の件を採決します。議案第9号、令和3年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算(第1号)についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第9号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第10号の件を採決します。議案第10号、令和3年度美瑛町農業研修施設事業特別会計補正予算(第1号)についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第10号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第11号の件を採決します。議案第11号、令和3年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算（第3号）についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第11号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第12号の件を採決します。議案第12号、令和3年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第3号）についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第12号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第13号の件を採決します。議案第13号、令和3年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第13号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第14号の件を採決します。議案第14号、令和3年度美瑛町水道事業会計補正予算（第5号）についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第14号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第15号の件を採決します。議案第15号、令和3年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第3号）についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第15号の件は原案のとおり可決されました。

---

散会宣告

---

○議長（佐藤晴観議員） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

---

散会挨拶

---

○議長（佐藤晴観議員） はい、お疲れさまでした。最後、観音事務局長失礼しました。何かこう一気にうわーっと喋るところ血が上って、何かもう今何喋ろうかなって考える間もなく終わりになってしまいました。明日もあります。そして本定例会、長丁場となり、予算委員会もありますので、引き続き体が資本です。健康に留意されて全員揃って最終日を迎えられることを祈念して、今日は終了いたします。お疲れさまでした。

午後1時46分 散会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和4年5月11日

美瑛町議会 議長 佐藤 晴観

議員 保田 仁

議員 八木 幹男